

空き家にしないためには

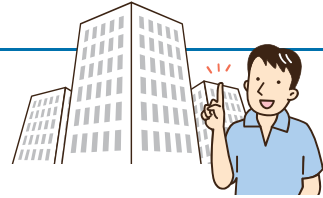
どのように次世代に引き継ぐか考えよう。



現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

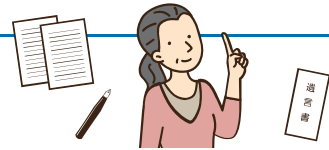
所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



意思表示をしておこう。

誰に家を引き継いでもらいたいか意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないよう、家族と話し合いを進めておきましょう。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。



困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。



空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談への対応

空き家に関する相談は、「利活用」と「適切な管理」の二つの窓口に分けて対応します。特に、空き家の利活用の観点から、所有者等の転出・死亡・入院等により空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受ける体制を関係課と連携して構築し、早期に空き家バンクへの登録を促します。また、管理不全の空き家の相談内容は多岐にわたることから、庁内の関係課、協議会及び関係団体と連携・相談し、対応するとともに、対応内容については、経過等について記録し、関係課で共有します。

相談窓口

霧島市役所 TEL 0995-45-5111
 空き家バンク：地域政策課 地域活性化グループ 内線1543
 適切な管理：建築指導課 建築指導グループ 内線2844

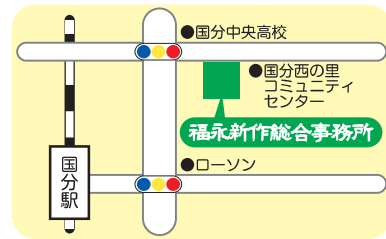
広告

司法書士・土地家屋調査士・行政書士 福永新作総合事務所

主な取り扱い業務

- * 不動産の登記申請手続き全般
- * 遺言、相続業務
- * 会社法人登記
- * 開発許可申請業務
- * 農地法関係業務
- * 境界、建物の調査、測量等
- * 境界標埋設
- * 境界立会い（測量をするには境界の立会いが必要です）
- * 土地（分筆・合筆・地目変更・地積更生）
- * 建物（新築・増築・滅失等）の登記申請手続き

上記以外の業務にも幅広く対応しております。どうぞ気軽にお問い合わせ下さい！



お気軽にお電話下さい！ ☎ (0995) 73-7337

〒899-4332 霧島市国分中央1丁目4番14号